

厚生労働省令第四十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「指定保育所等訪問支援の事業」の下に「並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十七条に規定する指定生活介護の事業、同令第一百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同令第一百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同令第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、同令第八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同令第九十八条に規定する指定就労

継続支援B型の事業」を、「行う事業所」の下に「（同令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）」を加える。

第四十四条第二項中「様態」を「態様」に改める。

第八十条中「多機能型事業所に係る」を「多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第五条第五項及び第六十六条第四項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

第八十二条中「多機能型事業所は」を「多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は」に改め、「（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、五人以上）」を削り、同条に次の四項を加える。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業

所を除く。)は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。